

十文字学園女子大学学友会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、十文字学園女子大学学友会（以下「学友会」という。）と称し、事務所を十文字学園女子大学内に置く。

(目的)

第2条 学友会は、会員の自治活動を通して、相互の親睦と人間的向上を図り、学生生活を充実させることを目的とする。

(事業)

第3条 学友会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学生が自治的に行う行事の企画及び実施
- (2) クラブ及び同好会に対する援助
- (3) その他学友会が必要と認めた事業

(会員)

第4条 学友会は、十文字学園女子大学（大学院修士課程を含む。）（以下「本学」という。）の学生をもって組織する。

- 2 学生は、本学に入学した日に会員となり、本学を卒業、修了又は退学した日にその資格を失う。

(会員の権利及び義務)

第5条 会員は、学友会の運営に関し、平等な発言権、議決権及び選挙権をもつ。

- 2 会員は、学生総会及び代表委員会が学友会の目的に則り議決した事項を、履行しなければならない。
- 3 会員は、本学に入学した時に、会費（大学にあっては4年分20,000円、編入生にあっては2年分10,000円、大学院修士課程にあっては2年分10,000円）を納入しなければならない。

(会長及び副会長)

第6条 学友会に、会長1人及び副会長1人以上を置く。

- 2 会長は、第15条の規定により選出する。この場合において、会長は、長期的に継続して選出されることなく、適宜交替して就任するものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、学友会を代表する。
- 4 副会長は、第14条の3号及び4号の委員のうちから1人以上を会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(組織)

第7条 学友会に次の組織を置く。

- (1) 学生総会
- (2) 代表委員会
- (3) 企画委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 桐華祭実行委員会
- (6) クラブ部長委員会

第2章 学生総会

(学生総会の地位)

第8条 学生総会は、学友会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

(学生総会の議決事項等)

第9条 学生総会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 会長及び副会長の承認

- (2) 代表委員会の役員の承認
- (3) 当該年度の予算の議決
- (4) 前年度の決算の承認
- (5) 監査報告書の承認
- (6) 年間活動報告の承認
- (7) クラブ及び同好会の設立及びその解散の承認
- (8) クラブ及び同好会の活動状況及び決算に関する報告書の承認
- (9) その他学生総会に提案された重要事項

(定例学生総会及び臨時学生総会)

第10条 学生総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、毎年1回、定例学生総会を招集する。また、必要があると認められるときは、臨時学生総会を招集することができる。
- 3 会長は、次の場合には、臨時学生総会を招集しなければならない。
 - (1) 代表委員会の要求があった場合
 - (2) 全会員の3分の1以上の要求があった場合

(議長及び副議長)

第11条 学生総会には、議長及び副議長を置くものとし、学生総会ごとに、代表委員会委員のうちより選出する。

(議事)

第12条 学生総会の開催には、全会員の3分の1以上の出席を要する。

- 2 学生総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 会員は、委任状をもって議決権を行使することができる。この場合においては、会員は、代表委員会の定める様式による委任状を、代表委員会に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により議決権を行使する会員は、出席者とみなす。

第3章 代表委員会

(代表委員会の任務)

第13条 代表委員会は、次の事項について審議し、執行する。

- (1) 学友会の予算・決算、活動計画の作成
- (2) クラブ・同好会の認定
- (3) 他大学との交流
- (4) 学友会の会計管理
- (5) 学友会会計・備品の監査
- (6) 学生総会の運営
- (7) 学友会・クラブ紹介の企画・運営
- (8) その他学友会の運営に関すること

(代表委員会の構成)

第14条 代表委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学友会の会長
 - (2) 学友会の副会長
 - (3) 第16条第4項に規定する役員
 - (4) 第7条の(3)・(4)・(5)・(6)の各組織により選出された委員
- 2 前項の(4)の委員は、次のように選出されるものとする。

選出母体	委員の人数
企画委員会	2人以上
広報委員会	2人以上
桐華祭実行委員会	2人以上
クラブ部長委員会	文化部及び運動部よりそれぞれ2人

(学友会会長の選出)

第15条 学友会会長は代表委員会委員長が兼ねるものとする。

(役員)

第16条 代表委員会に、委員長1人及び副委員長1人以上を置く。

- 2 委員長は互選により選出する。
- 3 副委員長は委員長が指名する。
- 4 前項の他、代表委員会に、役員として、総務3人、渉外3人、会計3人、書記3人及び監査3人を置く。
ただし、必要があると認められるときは、その他の役員を置くことができる。

(専門委員)

第17条 前条第2項の役員のもとに、専門委員を置く。

- 2 前項の専門委員は、大学のクラス等から選出された委員（以下「クラス選出委員」という。）及び有志による委員をもって構成する。

(定例代表委員会及び臨時代表委員会)

第18条 代表委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、原則として、毎月1回、定例代表委員会を招集する。ただし、必要があると認めるときは、臨時代表委員会を招集することができる。
- 3 委員長は、代表委員会の委員の過半数の要求があった場合には、臨時代表委員会を招集しなければならない。

(議事)

第19条 代表委員会の審議・議決には、委員の過半数の出席を要する。

- 2 代表委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 第12条第3項及び第4項の規定は、前2項の場合について準用する。

(細則の制定)

第20条 代表委員会は、この規約の実施に必要な細則を制定することができる。

第4章 企画委員会

(企画委員会の任務)

第21条 企画委員会は、次の事項について企画し、執行する。

- (1) 学生の安心・安全活動に関する企画・運営
- (2) マナー向上に関する企画・運営
- (3) 地域貢献活動に関する企画・運営
- (4) セミナーの企画・運営
- (5) クリスマスパーティーの企画・運営
- (6) イルミネーションの企画・運営
- (7) その他行事等の企画・運営

(企画委員会の構成)

第22条 企画委員会は、クラス選出委員及び有志による委員をもって構成する。

第5章 広報委員会

(広報委員会の任務)

第23条 広報委員会は、次の事項について企画し、執行する。

- (1) 学友会冊子の作成
- (2) 学生総会資料の作成
- (3) その他学友会の広報に関すること

(広報委員会の構成)

第24条 広報委員会は、クラス選出委員及び有志による委員をもって構成する。

第6章 桐華祭実行委員会

(桐華祭実行委員会の任務)

第25条 桐華祭実行委員会は、桐華祭の企画・準備・運営を行う。

(桐華祭実行委員会の構成)

第26条 桐華祭実行委員会は、クラス選出委員及び有志による委員をもって構成する。

第7章 クラブ部長委員会

(クラブ部長委員会の任務)

第27条 クラブ部長委員会は、クラブに共通する諸問題について審議し、執行する。

(クラブ部長委員会の構成)

第28条 クラブ部長委員会は、各クラブの部長をもって構成する。

第8章 役員及び各種委員会委員の選出

(立候補)

第29条 役員及び各種委員会委員は、立候補者または推薦候補者の中から選出する。

(任期)

第30条 委員の任期は、原則として在学期間とする。

2 役員及び委員が欠員となったときは、新たにこれを選出する。

3 前項の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 各委員会の委員長は、委員会に諮り、委員の補充・交代あるいは解任を行うことができる。

第9章 会 計

(会計の管理)

第31条 学友会の会計は、代表委員会が管理する。

(会計年度)

第32条 学友会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算の学生総会への提出)

第33条 代表委員会は、本年度の予算及び前年度の決算を作成し、定例学生総会に提出しなければならない。

(経費の財源)

第34条 学友会の経費は、学友会の会費その他の収入をその財源とする。

第10章 監 査

(会計等に関する監査)

第35条 代表委員会の監査役員は、随時、学友会の会計及び備品の管理状態について監査することができる。

2 監査役員は、前項の監査をしたときは、その結果を代表委員会に報告しなければならない。

(監査報告書の学生総会への提出)

第36条 代表委員会は、前年度の会計等に関する監査報告書を、定例学生総会に提出しなければならない。

第11章 クラブ及び同好会

(クラブ及び同好会の目的)

第37条 クラブ及び同好会は、趣味又は研究対象を同じくする部員が、自主的活動を通して相互に啓発し、知識及び技術を高め、より豊かな社会性を養うことを目的として結成する団体とする。

(同好会の認定等)

第38条 前条の団体は、代表委員会に申請のうえ、学生総会の承認をもって、同好会としての認定を受け

ることができる。

- 2 前項の認定を受けた同好会（以下「認定同好会」という。）は、予算の定める所により、学友会より、定額の活動費を受けることができる。
- 3 認定同好会は、解散した場合には、代表委員会に届け出て、学生総会の承認を得なければならない。

（クラブの認定等）

第39条 認定同好会のうち、認定後3年以上存続し、かつ、第37条の目的を達成するための活動実績を有すると認められるものは、代表委員会に申請のうえ、学生総会の承認をもって、クラブとしての認定を受けることができる。ただし、当該同好会からの申し出があった場合には、活動状況や成績を総合的に判断し、3年に満たない場合でも認定クラブへの昇格を認めることができる。

- 2 前項の認定を受けたクラブ（以下「認定クラブ」という。）は、予算の定める所により、学友会より、その活動の状況に応じた活動費を受けることができる。
- 3 前条第3項の規定は、認定クラブが解散した場合について、準用する。

（同好会・クラブの休部等）

第40条 認定同好会及び認定クラブが、当該同好会もしくはクラブの事情により休部する場合には、代表委員会に届け出なければならない。

- 2 休部したのち、活動を再開する場合は、その旨を代表委員会に届けたうえで、活動を再開することができる。ただし、1年間休部したのち、活動を再開できない場合には、学生総会の承認をもって廃部とする。

（認定クラブ及び認定同好会の役員）

第41条 認定クラブ及び認定同好会に、役員として、部長、副部長、会計、及び必要と思われる役員を置く。

（顧問）

第42条 認定クラブ及び認定同好会に、その活動の円滑化を図るため、顧問を置く。

- 2 顧問については、「十文字学園女子大学学生団体の顧問教員に関する規程」による。

（学外コーチ）

第43条 認定クラブ及び認定同好会は、本学教員以外のものに、コーチを依頼することができる。この場合においては、顧問の承認を得なければならない。

- 2 認定クラブ及び認定同好会においては、前項のコーチを依頼したときは、その旨を代表委員会に届け出なければならない。

（活動状況等に関する報告書の提出）

第44条 認定クラブ及び認定同好会は、毎年1回、その活動状況及び決算に関する報告書を、代表委員会を経由して、定例学生総会に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第45条 代表委員会は、認定クラブ及び認定同好会が第34条の目的を達成するための活動を行っていないと認められる場合には、その認定を取り消すことができる。

（学生総会への報告）

第46条 代表委員会は、第38条第1項若しくは第39条第1項の認定をした場合、第38条第3項、第39条第3項若しくは第43条第2項の届出を受理した場合又は前条の認定の取消しをした場合は、その旨を学生総会に報告しなければならない。

第12章 規約の改正

第47条 この規約の改正は、学生総会において、出席した会員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

附 則

- 1 この規約は、平成13年5月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際、現に会長、副会長、中央委員会の委員、代表委員会の委員その他の委員である者は、それぞれこの規約による会長、副会長、中央委員会の委員、代表委員会の委員その他の委員とみなす。

3 この規約の施行の際、現に存続しているクラブ又は同好会は、それぞれこの規約による認定クラブ又は認定同好会とみなす。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月21日から施行する。